

仕様書

- 1 件名 令和8年度 青森公共職業安定所清掃業務等委託
- 2 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 清掃場所 別添「作業一覧表」のとおり。
- 4 業務内容
- (1) 庁舎の日常清掃に関して、業務仕様書を遵守、実行するとともに、常に安全作業に徹し、清潔かつ美観を保つよう努めるものとする。
 - (2) 庁舎のねずみ・昆虫（アリを含む）等調査業務を行う。
 - (3) 庁舎の空気環境測定業務を行う。
- 作業時間 別添「作業一覧表」のとおり。
- 作業範囲 別添「作業一覧表」のとおり。
- 業務仕様 別紙「業務仕様書」のとおり。
- その他 関係法令を遵守して作業を実施すること。
- 清掃作業の実施順序は、担当職員と協議のうえ決定し、執務に支障がないようにすること。
- 業務に使用する機械器具又は資材等はすべて受託者の負担とし、安全衛生に配慮したものとする。
- 電気料金及び水道料は発注者が負担する。
- 作業中は、整理整頓、節水及び節電等に努めること。
- 担当職員の軽微な依頼に応ずること。
- 清掃作業中に生じた器物破損等の損害賠償責任は、双方協議のうえ決定する。
- 契約締結後は作業員の名簿を提出し、作業服にはネームプレート等をつけること。
- その他定めのない事案については、双方協議のうえ決定する。
- 委託料の請求は月毎とし、作業終了後の翌月払いとする。
- 契約期間中の最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託業務の履行に支障が生じることのないように十分配慮すること。

作業一覧表

青森労働局

1 清掃業務

所属	所在地	作業日時	勤務スケジュール	作業範囲 (m ²) ※詳細は別添「清掃概要一覧表」のとおり					
				延床面積	日常清掃	定期清掃 (1回/年)			定期清掃 (2回/年)
						床清掃	ガラス清掃	トイレ天井換気扇清掃	屋上ドレン
青森公共職業安定所	青森市中央2-10-10	土・日・祝日及び年末年始（12月26日～1月3日）を除く毎日。	作業1名（8:30～16:30） ※うち休憩1時間	1963.25	1629.5	1657.13	外側 226.07 内側 206.75	施設内5か所	9か所

※「勤務スケジュール」について、過去の業務実績等より、当局で清掃に必要とする勤務人員を1名と想定したものであるが、複数の作業人員による実施でも差し支えないこと。

2 ねずみ・昆虫（アリを含む）等調査業務（駆除業務を除く。）

上記所属において、6か月以内ごとに1回調査業務を行う。

実施日は現地担当者と打ち合わせの上決定する。

測定ポイント数 ねずみ：1ポイント（通信機械室2階）

測定ポイント数 昆虫（アリを含む）：2ポイント（湯沸し室（1階）、湯沸し室（2階））

3 空気環境測定業務

上記所属において、2か月以内ごとに1回測定業務を行う。

実施日は現地担当者と打ち合わせの上決定する。

測定ポイント数：5ポイント（1階：リフレッシュルーム、2階：庶務課・適用課・再就職支援コーナー、外気）

測定対象：一酸化炭素の含有率、二酸化炭素の含有率、室温、外気温及び相対湿度

業務仕様書

日常清掃	清掃方法
屋外施設 (ポーチ・風除室 自販機コーナー 玄関・ゴミ置き場等)	<ul style="list-style-type: none"> ・床面のダストを箒またはバキュームクリーナー等で回収し、汚れに応じてモップで清水拭きをする。 ・ゴミ等を所定のゴミ置き場に収集する。 ・出入口ドア、ガラス窓を乾拭き又は清水拭きをする。 ・備品、什器、窓台を、適宜、乾拭きしほこりを除去する。
階段・廊下・ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・床面のダストを箒またはバキュームクリーナー等で回収し、汚れに応じてモップで清水拭きをする。 ・手すり、巾木等を乾拭き又は清水拭きをする。
トイレ・湯沸室	<ul style="list-style-type: none"> ・床面を掃き、モップ・ブラシ等で清水拭きをする。 ・流し台、便器等の衛生用品を洗浄し、清水拭きをする。 ・ベビーチェア、ユニバーサルベッド等のダストを回収し、乾拭き又は清水拭きをする。 ・扉、間仕切り等は手の届く範囲で清水拭きをする。 ・汚れが酷い場合及びカビが発生している場合は専用洗剤を用い、適切な方法により洗浄を行う。 ・トイレットペーパー、手洗い用石鹼はあらかじめ支給を受けて不足しないよう適宜補充をする。 ・故障、破損箇所を発見したときは、直ちに庁舎管理者へ連絡する。(ゴミ処理) ・紙くず、茶殻、空き缶、ペットボトル、汚物等を各容器にまとめ、所定のゴミ置き場に収集する。
各種室内 (事務室・印刷室・相談室 休憩室・ロッカ室 会議室・管理事務室 所長室等)	<ul style="list-style-type: none"> ・床面のダストを箒またはバキュームクリーナー等で回収し、汚れに応じてモップ等で水拭きをする。 ・くず入れ内のゴミを回収する。

定期清掃	清掃方法
床清掃	<p>(弹性床)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃前に移動可能なものは移動し、床面に応じて除塵、シミ除去等を行う。 ・床面に適した専用洗剤を用い、ボリッシャー洗浄等適正な方法により洗浄を行う。 ・洗浄後、床面に応じて汚水回収、水拭きを行い、乾燥後、床面に適したワックスを塗布する。ワックスは2度がけとする。 <p>(じゅうたん・カーペットタイル他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃前に移動可能なものは移動の上、真空掃除機がけを行った後、セミドライ方式により洗浄する。
ガラス清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・専用洗剤で洗浄後、スクイジー仕上げ清掃を行う。 ・窓枠、フレーム等は乾拭き又は清水拭きとする。
トイレ天井換気扇清掃 (施設内 5か所)	<ul style="list-style-type: none"> ・清水拭き等により集塵した埃の除去を実施し、悪臭の発生を防止・正常作動を担保する。
屋上ドレン清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上ドレン廻りの落葉、土を取り除く。 ・取り除いた落ち葉等は、袋詰めにして処分する。 ・作業終了後は、作業報告書に作業前及び作業完了後の状態を記録した写真を添付して提出するものとする。

※床清掃・ガラス清掃・トイレ天井換気扇清掃（1回／年）の実施時期については、現地担当と別途打ち合わせの上、決定する。

※屋上ドレン清掃の実施時期については、5月と11月の年2回とし、実施日は現地担当者と別途打ち合わせの上、決定する。

※各場所に適した清掃方法で清潔に保つよう努めること。

※日常清掃において、時間的な制約から作業を全て遂行出来ない場合は、定期清掃において作業を完遂させる。

青森公共職業安定所 清掃概要一覧表

※清掃範囲については別添「平面図」を参照のこと。

清掃場所			日常清掃		定期清掃 (床清掃)		備考
青森公共職業安定所	設置階	面積 (m ²)		ゴミ処理のみ	弾性床	繊維床	
機械室その他	3	171.48	—	—	—	—	
所長室	2	46.23	毎日	—	—	年1回	
庶務課	2	56.58	毎日	—	—	年1回	
適用課	2	92.42	毎日	—	—	年1回	
産業雇用情報室	2	45.7	毎日	—	—	年1回	
再就職支援コーナー	2	40.73	毎日	—	—	年1回	
予備室	2	40.02	毎日	—	—	年1回	
会議室	2	105	毎日	—	—	年1回	
リフレッシュルーム	2	33.39	—	—	—	—	
印刷室	2	19.32	毎日	—	—	年1回	
倉庫	2	6.3	—	—	—	—	
書庫	2	39.44	—	—	—	年1回	
湯沸し室	2	14.62	毎日	毎日	—	年1回	
更衣室1	2	11.25	—	—	—	年1回	
更衣室2	2	9.66	—	—	—	年1回	
女子トイレ	2	20.15	毎日	—	—	年1回	
男子トイレ	2	13.5	毎日	—	—	年1回	
通信機械室	2	14.7	毎日	—	—	年1回	
紹介事務室	1	677.6	毎日	—	—	年1回	
倉庫	1	11.6	—	—	—	—	
書庫	1	28.35	—	—	—	年1回	
リフレッシュルーム	1	22.26	—	—	—	—	
湯沸し室	1	10.6	毎日	毎日	—	年1回	
相談室	1	18.9	毎日	—	—	年1回	
女子トイレ	1	19.65	毎日	—	—	年1回	
男子トイレ	1	21.61	毎日	—	—	年1回	
障害者トイレ	1	5.2	毎日	—	—	年1回	
階段	—	28.73	毎日	—	年1回	床面日常清掃は午前・午後の2回行うこと	
階段(裏)	—	14.32	毎日	—	年1回	床面日常清掃は午前・午後の2回行うこと	
廊下・ホール	—	262.82	毎日	—	年1回	床面日常清掃は午前・午後の2回行うこと	
風除室	—	39.33	毎日	—	—	—	
風除室2	—	10.08	毎日	—	—	—	
野外(ポーチ・スロープ他)	—	11.71	毎日	—	—	—	
		1963.3	1629.5		1565.2	91.93	

青森公共職業安定所	設置階	面積 (m ²)	頻度	備考
ガラス清掃	—	外側 226.07 内側 206.75	年1回	清掃範囲については別添「立面図」を参照のこと。 ※内側について、玄関と各部屋の窓ガラスのみが対象であり、一部については対象外であること。
トイレ天井換気扇清掃	—	—	年1回	清掃方法は業務仕様書を参照のこと。 ※トイレ内に5か所。
屋上ドレン清掃	屋上	—	年2回	清掃範囲については別添「平面図」を参照のこと。 ※ドレン数は9か所。